



平成 28 年

第 1 回市議会（臨時会）

議 案

荒 尾 市



## 平成 2 8 年 第 1 回 荒 尾 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 1 号	専決処分について（荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）	1
議第 2 号	平成 2 7 年度荒尾市一般会計補正予算（第 5 号）	7
報告第 1 号	専決処分について（損害賠償額の決定）	23



専決処分について

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成28年1月16日提出

荒尾市長 山下慶一郎



荒尾市税条例等の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例の専決処分について

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例に  
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項  
の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年12月28日専決

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例

別紙添付





荒尾市税条例等の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例

荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち荒尾市税条例第51条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち荒尾市税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）

平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,018千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,334,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成28年1月16日提出

荒尾市長 山下慶一郎



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,778,618	26,018	5,804,636
	1 地方交付税	5,778,618	26,018	5,804,636
歳 入 合 計		21,308,780	26,018	21,334,798

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		241,530	963	242,493
	1 議会費	241,530	963	242,493
8 土木費		2,007,620	25,055	2,032,675
	2 道路橋梁費	455,806	25,055	480,861
歳 出	合 計	21,308,780	26,018	21,334,798

## 第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	荒尾市民病院建設に伴う大谷長洲港線改良事業費	25,055











2 歳 入

(款) 10 地方交付税  
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	5,778,618	26,018	5,804,636
1	地方交付税	5,778,618	26,018	5,804,636
1	地方交付税	5,778,618	26,018	5,804,636

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	26,018	1 普通交付税

3 歳 出

(款) 1 議会費  
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	241,530	963	242,493		963
1	議会費	241,530	963	242,493		963
1	1 議会費	241,530	963	242,493		963

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅 費	574	1 議会管理費	963
		費用弁償	(360)
13 委 託 料	389	普通旅費	(214)
		その他委託料	(389)
		委員会議事録作成委託料	(389)





(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	25,055	1 荒尾市民病院建設に伴う大谷長洲港線改良事業費 工事施工に伴う委託料	25,055 (25,055)



専 決 処 分 に つ い て

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年1月16日提出

荒尾市長 山下慶一郎



